

宇治市公共交通活性化委員会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、宇治市公共交通活性化委員会設置要項（平成25年4月18日策定、以下「要項」という。）第8条の規定に基づき、宇治市公共交通活性化委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、会議の7日前までに会議の日時、場所及び議案等を要項第3条に規定する委員並びに要項第6条第3項に規定する会長が出席を求めた者（以下「委員等」という。）に文書で通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（欠席の届出）

第3条 委員等は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

（委員等の代理）

第4条 委員等のうち学識経験者および、会長が出席を求めた者の代理は認めない。ただし、代理者が出席する場合は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（会議の公開）

第5条 会議は、要項第6条第4項の規定に基づき原則公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（会議録）

第6条 会議については、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、会長及びあらかじめ会長が指名する委員が署名するものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めのない事項は、委員会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規程は、平成25年5月31日から施行する。

宇治市公共交通活性化委員会の会議の公開に関する要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、宇治市公共交通活性化委員会運営規程第 5 条の規定に基づき、宇治市公共交通活性化委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開催の事前公表）

第 2 条 委員会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の 1 週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

（会議の公開）

第 3 条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

（傍聴席の区分）

第 4 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第 5 条 一般席の定員は、会場のスペースにより 5 名から 10 名程度とし、先着順とする。

（傍聴の手続き）

第 6 条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の 10 分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付簿に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（ 1 ）銃器その他の危険なものを携帯している者

- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第 9 条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第 1 2 条 委員会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成 1 7 年宇治市条例第 4 号）第 6 条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第 1 3 条 委員会は、以下の各号に該当する場合は、理由を明らかにしたうえで、非公開とすることができる。

- (1) 非公開情報に関し、議論等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な議論等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 会議の議論等の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議論を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第 1 4 条 委員会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第 1 5 条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 5 月 3 1 日から施行する。

宇治市公共交通活性化委員会会議録要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、宇治市公共交通活性化委員会運営規程第 6 条の規定に基づき、宇治市公共交通活性化委員会の会議録（以下「会議録」という。）の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議録の記載事項）

第 2 条 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 会議の名称及び議題
- （ 2 ） 開催日時、場所
- （ 3 ） 出席及び欠席委員の氏名
- （ 4 ） 職務のため出席した職員の職氏名
- （ 5 ） 説明のため出席した者の職氏名
- （ 6 ） 傍聴者の人数
- （ 7 ） 会議内容の概要
- （ 8 ） その他委員会等が必要と認める事項

（会議録署名委員）

第 3 条 会議録に署名する委員は、会長及び委員 1 人とする。

（その他必要な事項）

第 4 条 この要領に定めるもののほか、会議録に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 5 月 3 1 日から施行する。